

# ■子ども・子育て支援新制度について

## 1. 子ども・子育て支援新制度の概要

### 【子ども・子育て関連3法の成立に伴う新たな制度の創設】

- 平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。これにより、自治体による子ども・子育て支援(次世代育成支援)施策は、新しいステージを迎えることになりました。
- これまで国と自治体は、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法などにに基づき、待機児童の解消や地域をあげた子育て支援体制づくり、経済的支援の拡充などの少子化対策、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現などに取り組んできました。
- しかし、人口減少社会が到来し、少子化が進むことにより、身近なところで幼児期の学校教育・保育の場がなくなっている地域が生じています。その一方で、保護者の雇用形態や就業時間の多様化、共働き世帯の増加に伴い、保育所や放課後児童クラブ(川西町では「学童保育」)等への利用希望が高まり、都市部を中心に待機児童問題の解消が急務とされています。また、子育て世代における負担感の増大、家庭や地域の子育て力の低下、幼児期からの質の高い学校教育・保育への要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。
- 『子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」とします。)]は、「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていくための新たな制度として、早ければ平成27年度(2015年度)に本格施行される予定です。

### 子ども・子育て関連3法

#### ◇子ども・子育て支援法

#### ◇認定こども園法の一部改正法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

#### ◇子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- 新制度は、「社会保障・税一体改革大綱(平成24年(2012年)2月17日閣議決定)」のなかで、子どもを産み、育てやすい社会をめざして創設することとされました。当初の政府案では、『子ども・子育て新システム』と呼ばれていましたが、国会の審議の過程で、「総合こども園」の撤回など、大幅な修正が加えられた結果、現在は『子ども・子育て支援新制度』と呼ばれています。

## 【新制度の目的】

- 子育てをめぐる様々な課題を解決し、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、新制度では次の3つの目的を掲げています。

### **子ども・子育て支援新制度の目的**

- ◇質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ◇保育の量的拡大・確保
- ◇地域の子ども・子育て支援の充実

## 【市町村の権限と責任の強化】

- 新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、子ども・子育て支援に関する地域のニーズをふまえて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種の給付・事業を実施します。
- 市町村にとっては、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営、サービス提供を行っていけるようになった半面、介護保険制度の要介護認定に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。
- また、これに関連し、地域主権一括法への対応と同様に、後述の地域型保育給付や放課後児童健全育成事業の基準を市町村が条例で定めることになりました。

### **子ども・子育て支援法 第3条（市町村等の責務）**

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 1 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 2 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 3 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

### **子ども・子育て支援法 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画の策定）**

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 【新制度の財源】

- 「社会保障と税の一体改革」の中で、消費税率引き上げにともなう増収分のうち、約7,000億円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源として充てられる予定です。このうち約4,000億円が待機児童解消など「保育の量」の拡大に、約3,000億円が保育士等の職員配置基準の改善など「保育の質」の向上に充てられます。
- また、将来的には、1兆円を超える財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するとしています。

## 2. 新制度の主な内容

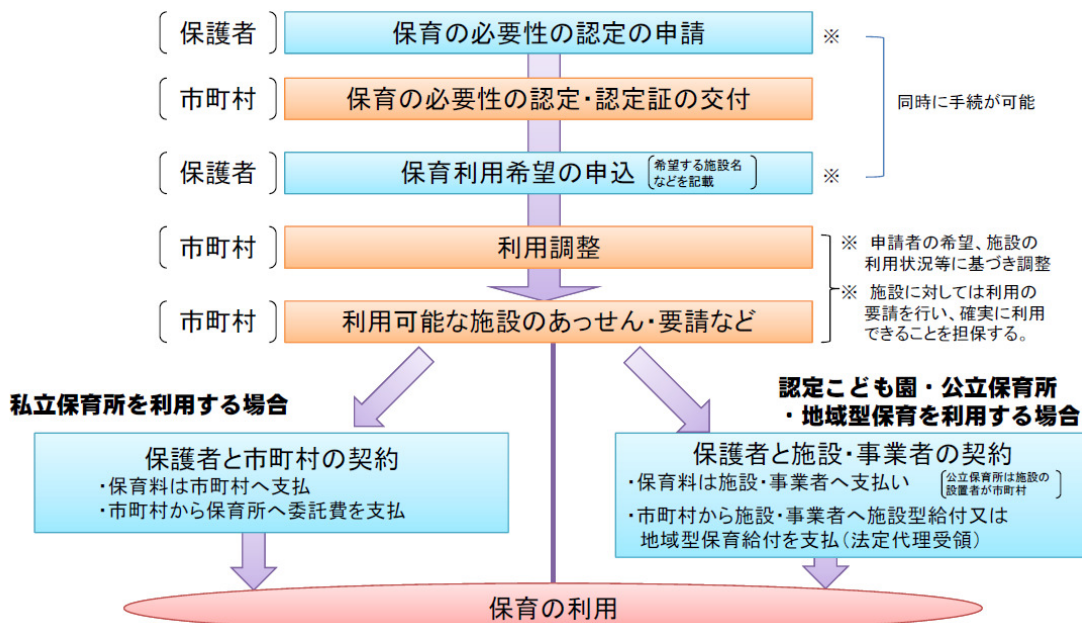
### 【「保育の必要性の認定」の導入】

- 現行制度では「保育に欠ける（保護者が子どもを保育することができず、同居している親族も保育できないような状態）」ことが保育所に入れる条件でしたが、新制度では、保育に欠ける欠けないにかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準のもとに保育の必要性の有無や必要量を認定することになりました。
- 幼児期の学校教育・保育を受けることを希望する保護者は、市町村に申請して「保育の必要性の認定（支給認定）」を受け、市町村は認定結果に応じた「認定証」を発行します。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じた相談、調整などを行います。

### 保育の必要性の認定区分



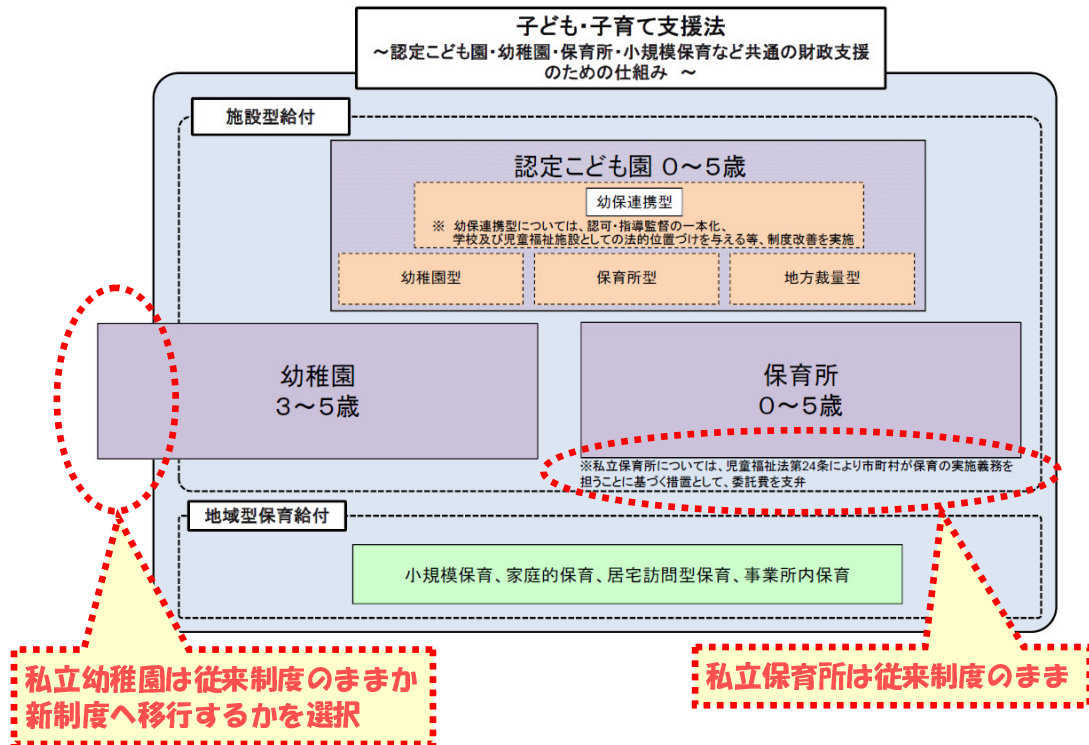
### 保育の必要性の認定の流れ



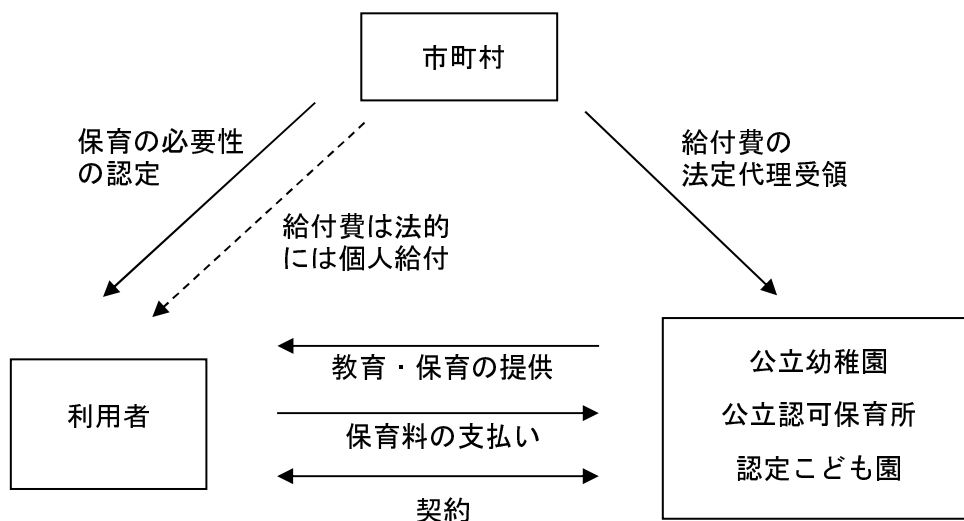
## 【教育・保育給付の創設】

- 新制度では、幼稚園、保育所、認定子ども園などの施設を「教育・保育施設」とし、共通の制度により財政支援（教育・保育給付）が行われます。
- また、「教育・保育給付」は、都道府県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。いずれの給付についても確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から教育・保育施設に直接支払う仕組み（法定代理受領）になります。

## 教育・保育給付の枠組み



## 新制度開始後の利用者・市町村・施設の関係



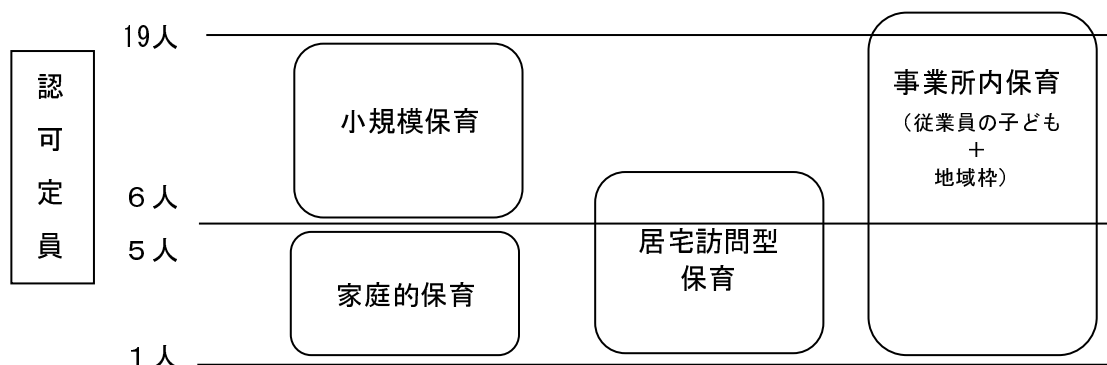
## 《施設型給付》

- 「施設型給付」の対象となる幼稚園、認可保育所、認定こども園は、市町村による確認を受け、「特定教育・保育施設」となります。
- 公立の幼稚園と認可保育所、認定こども園は、すべて「特定教育・保育施設」に移行し、保育料は、市町村が利用者の所得に応じて応能負担で定める公定価格になります。
- 私立の幼稚園は、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、「特定教育・保育施設」になるかを法人が選択することになります。  
この場合、保育料設定は、従来制度の場合は自由価格、「施設型給付」の場合は公定価格となり、各園が受け取る公費に大きな差は出ないと考えられますが、利用者からみると、従来制度の場合は就園奨励費補助が後から支給され、新制度の場合は所得に応じて最初から保育料が減免されるという違いがあります。
- 私立の認可保育所は、「施設型給付」の対象外となりますが、利用する児童に対し市町村が保育の必要性の認定を行います。そのうえで市町村と保護者が契約し、保育料の徴収も市町村が行います。

## 《地域型保育給付》

- 都市部における待機児童の解消、子どもが減っている地域での保育機能の確保を図るため、認可保育所や認定こども園と合わせて多様な保育サービスの充実を図ることになりました。公的な財政支援を行うことにより認可外保育施設等からの転換や保育の質の充実を促したり、利用児童の確保が難しい地域の保育・子育て支援の拠点として地域に根ざした施設を設けることなどが可能となります。
- 「地域型保育給付」の対象は、「小規模保育」（利用定員6人以上19人以下）、「家庭的保育」（利用定員5人以下）、「居宅訪問型保育」（子どもの居宅で保育）、「事業所内保育」（従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）の4類型で、市町村が条例に基づき事業所を認可し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。  
なお、定員20人以上の私立の認可外保育施設は、事業所内保育所を除き、地域型保育事業の対象外となります。

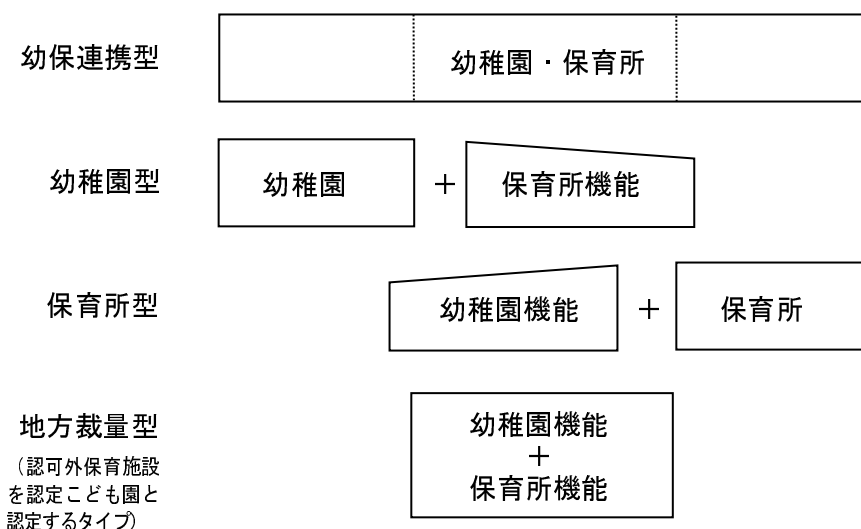
### 地域型保育事業の位置づけ



## 【幼保連携型認定こども園制度の改善】

- 「認定こども園法の一部改正法」により、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」の制度を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きの簡素化（幼稚園・保育園それぞれに設立認可が必要など、二重行政を解消し、認可・指導監督・財政措置等を一本化）や財政支援の充実・強化などにより普及を進めることになりました。
- なお、認可保育所や保育所型認定こども園は、株式会社等の参入も可能となっていますが、新たな「幼保連携型認定こども園」の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとされています。

### 認定こども園の種類



## 【教育・保育提供区域の設定】

- 介護保険制度の日常生活圏域と同様に、新制度に基づく施策の方向性を定める「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、教育・保育サービスの「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することになりました。
- 地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、小学校区、中学校区、行政区などが想定されており、利用ニーズや供給体制の現状分析、保幼小中連携の実施状況などをふまえ、市町村で定めることとなります。

### 子ども・子育て支援法 第61条第2項（一部抜粋）

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

## [教育・保育提供区域の設定]

- ◆事業計画としての事業資源の配置バランス上の枠組みであること
- ◆利用者にとって当該区域の境界・設定が利用上影響するものではないこと
- ◆介護保険制度における日常生活圏域と似た考え方であること

## 【利用者負担の設定】

- 利用者の負担額（保育料等）は、現行制度における利用者負担の水準や利用者の負担能力（応能負担）をもとに設定されますが、国の基準をベースに地域の实情に応じて市町村が条例等で定めることとなっています。

## 【地域の实情に応じた子ども・子育て支援の充実】

- 新制度では、「教育・保育給付」とともに、地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診など、13の事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけ、国が財政支援を行います。

### **地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた13事業**

利用者支援（新規）	一時預かり
地域子育て支援拠点事業	延長保育事業
妊婦健診	病児・病後児保育事業
乳児家庭全戸訪問事業	放課後児童健全育成事業
養育支援訪問事業等	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
子育て短期支援事業	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）
ファミリーサポートセンター事業	

- 「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられている事業の多くは既に市町村で取り組まれており、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援が含まれます。
- 新規事業である「利用者支援」は、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの取り組みによって、多様なメニューから利用者のニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりをめざすものです。
- 「放課後児童健全育成事業」については、児童福祉法の改正により小学6年生までに対象年齢が拡大されたほか、市町村が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していくこととなりました。



### 3. 子ども・子育て支援新制度による計画策定

#### 【計画の目的～根拠法と計画の性格～】

- 「子ども・子育て支援事業計画」について、制度的には“幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画”として位置づけられていますが、そうした需給計画の前提となるべき策定意義・目的について、それぞれの地域特性を踏まえた中で明確にしておく必要があります。

計 画	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格・特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画</li> <li>○出産を含め、少子化対策の視点が明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画</li> <li>○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画</li> <li>○予算の恒久的確保の前提として対応事業のメニュー化</li> </ul>

#### 【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載内容】

##### [必須事項]

- ★教育・保育提供区域の設定
- ★幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期
- ★地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ★幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

##### [任意事項]

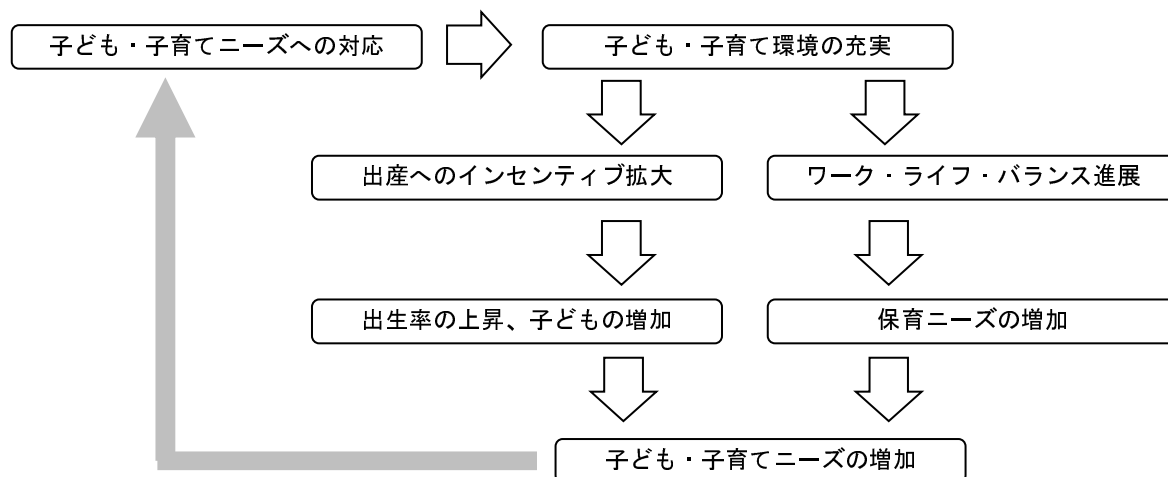
- ☆産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ☆子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ☆ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携
- ☆その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

#### 【国の求める計画策定上のポイント】

- ①ニーズ量の見込み
- ②ニーズ量確保の内容（事業量）
- ③ニーズ量確保方策の実施時期

### 【少子化対策 ～ニーズ対応型施策の将来的展望～】

- 子ども・子育てのニーズは、一般的に子ども人口と母親の就業動向によって量的に変化することが想定され、また、子ども人口等はニーズの充足に伴い増加するというサイクル構造の中で捉えておくことが重要です。
- “少子化をどこまで前提として据えるか”、“ニーズ量の増加をどこまで想定するか”を十分に踏まえた計画づくりが不可欠です。



## 4. 子ども・子育て会議について

---

### 【設置根拠】

- ◎川西町子ども・子育て会議条例（平成26年1月1日施行）
- ◎子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

### 子ども・子育て支援法 第77条（抜粋）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

※法律上、設置は「努力義務」であるが、地域の実情を踏まえた施策を実施する上での重要性にかんがみ、設置が求められている。

### 【会議の役割】

- ①子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり意見を述べること
- ②教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の設定にあたり意見を述べること
- ③子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
- ④保育園、幼稚園等の総運営経費を勘案した利用者負担について意見を述べること
- ⑤その他、区長が必要と認める事項について意見を述べること

### 【委員構成】

- ①学識経験者
- ②子ども・子育て支援に関する事業の運営に携わる者
- ③子どもの保護者
- ④その他町長が必要と認める者（公募委員など）

## 5. 本町における取り組み

---

- 平成27年度(2015年度)に予定される新制度の本格施行に向けて、市町村は、国が定める「基本指針」に基づいて、地域の保育ニーズ等をふまえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。
- 本町においても、ニーズ調査の実施を通じて、子ども・子育て支援に関する住民の皆さまのニーズ、意識等を十分に把握するとともに、「川西町子ども・子育て会議」等でいただいたご意見等をふまえて、「子ども・子育て支援事業計画」の策定、関係条例の制定など、必要な準備を着実に進めていきます。